三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	鵜殿　雅弘
変更後	和田　良治

(2)　変更年月日
平成二十五年四月一日
四(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	神奈川県
変更後	神奈川県、東京都（町田市、八王子市、日野市、多摩市、稲城市）

(2)　変更年月日
平成二十五年四月一日

○関東地方整備局告示第二百十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月九日
関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社神奈川建築確認検査機関
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	田村　喬英
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十五年四月一日

○関東地方整備局告示第二百十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月九日
関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　13
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
ユーディーアイ確認検査株式会社
三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	—
変更後	千葉県千葉市中央区千葉港2番1号、千葉県船橋市葛飾町二丁目340番地、埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目412番地3、埼玉県越谷市南越谷四丁目11番地1、埼玉県川越市脇田本町13番地22、東京都千代田区神田須田町一丁目21番5号、東京都国分寺市南町三丁目8番14号、神奈川県横浜市中区山下町22番地、神奈川県大和市中央二丁目2番8号

(2)　変更年月日
平成二十五年四月一日

○関東地方整備局告示第二百十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月九日
関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　25
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
日本建築検査協会株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	江口　淳
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十五年四月一日

○近畿地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月九日
近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号、百七十五号及び百七十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員延長
福知山市字堀小字法川一九二〇番二地先から同市字天田小字上地三四八番一まで	後別	前　一四・三五～七〇・三四（メートル） 後　二八・〇〇～七〇・三四（キロメートル）〇・二二四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月九日
近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号、百七十六号及び百七十五号　福知山市字堀小字法川一九二〇番二地先から同市字天田小字上地三四八番一まで　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月九日